

転出される方へ

- 1 新しい住所地に移った日から14日以内に転入の手続きをしてください。
◎届出が遅れると過料に処せられることがありますのでご注意ください。(住民基本台帳法第51条の2)
- 2 転出予定日からは、可児市に住所がないものとして取り扱います。
- 3 都合により転出を取りやめられた場合、転出証明書を持参し転出取消の手続きをしてください。
- 4 新住所地での手続き・持ち物の詳細については、新住所地へお尋ねください。

転出される方で、下記に該当する方は、各課の窓口で手続きを行ってください。

※手続きの際にお聞きした情報により、担当課からご連絡する場合があります。ご了承ください。

対象となる方

可児市で必要な手続き等

新住所地で必要な手続き等

市民課

庁舎東館1階

マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カードの 交付を受けている方	運用中で無いものは返却してください。	継続利用を希望する場合は、転入届出から90日以内に 手続きしてください。 継続利用を希望しない場合は、返納申請をしてくださ い。 詳細は転入地でお尋ねください。
マイナンバーカードの交付 申請をされている方(未交付)	住所の変更に伴い交付できなくなります。	再度交付を希望される場合は、転入地でお尋ねくださ い。
電子証明書の交付を 受けている方	転出により、署名用電子証明書が自動失効しま す。(手続きは不要)	再度交付を希望される場合は、転入地でお尋ねくださ い。
印鑑登録をしている方	転出(予定)日以降は、自動的に印鑑登録が廃止 されます。	登録手続きは、各市町村によって異なりますので転入地 でお尋ねください。
DV等の被害者保護の 申出をしている方	担当にご相談ください。	引き続き支援措置を希望する場合は、改めて転入地で申 出書を提出してください。

国保年金課

庁舎東館1階

国民健康保険の加入者	資格確認書等及び窓口に来られた方の本人確認 ができるものを持参して脱退の手続きをしてくだ さい。 ※就学や施設入所等で市外に転出される方は、 担当窓口へお申し出ください。	新住所地で国民健康保険加入の手続きをしてください。
国民年金の加入者	海外へ転出される方は、担当窓口へお申し出くだ さい。	会社を退職してから転出される方で、まだ国民年金への 加入がお済みでない方は手続きをしてください。
後期高齢者医療制度の加入者	脱退手続きをしてください。資格確認書、限度額 適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)、振込 先のわかるもの(通帳等)をご持参ください。 ※県外の介護保険施設等に入所される方は、担 当窓口へお申し出ください。	県外へ転出される方 負担区分等証明書を持参して転入の手続きをしてくだ さい。 県内へ転出される方 可児市での保険証または資格確認書を持参して転入の 手続きをしてください。

福祉支援課

庁舎東館1階

身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方		手帳を持参して転入地で住所変更手続きをしてくださ い。
自立支援医療(精神通院医療・ 更生医療・育成医療)を受けてい る方		受給者証、健康保険証の加入状況のわかるもの(※)を 持参して転入地で住所変更手続きをしてください。 ※現行の健康保険証等、詳しくは転入地にお尋ねくださ い
特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 福祉手当を受けている方		可児市で該当手当を受給していたことを伝え、手続きを してください。

	対 象 と な る 方	可 児 市 で 必 要 な 手 続 き 等	新 住 所 地 で 必 要 な 手 続 き 等
福祉支援課 庁舎東館1階	重度心身障がい児福祉手当を受けている方	資格喪失届を提出してください。	可児市独自制度であるため、転入地で同様の制度があるか確認してください。
	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	「受給者証」を返還してください。	サービスの利用については、転入地でお尋ねください。
	福祉医療費の助成を受けている方 ・子ども ・重度心身障がい者(児) ・母子家庭等 ・父子家庭	福祉医療費受給者証を持参して『資格喪失届』を提出してください。	福祉医療費助成は各市町村により制度が異なりますので、転入地でお尋ねください。
	児童手当を受けている方	『受給事由消滅届』を提出してください。	転出予定日から15日以内に認定請求手続きをしてください。
	児童扶養手当を受けている方	『転出届』を提出してください。	転入地でお尋ねください。
上下水道料金課 庁舎西館1階	上水道・下水道を使用されていた方	上水道・下水道の中止、名義変更等が必要です。 窓口へお越しください。 ※集合住宅(アパート等)によっては、手続き不要の場合もあります。	各市町村により制度が異なりますので、転入地でお尋ねください。
	井戸水等を下水道へ流されていた世帯の方	下水道使用料の算定の基礎となる人員数が変更となる場合は手続きをしてください。	
税務課 庁舎東館2階	原動機付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方	ナンバープレート、標識交付証明書、窓口に来られた方の本人確認ができるものを持参して、廃車手続きをしてください。 ※125ccを超える二輪車、軽自動車はできません。	廃車証明書を持参して、転入地の市町村で新しく登録してください。 ※125ccを超える二輪車は住所地进行を管轄する運輸支局に、軽自動車は住所地进行を管轄する軽自動車検査協会にお問い合わせください。
介護保険課 庁舎東館2階	介護保険の要介護認定を受けていた方 (又は要介護認定の申請中の方)	受給資格証明書の交付を受けてください。	受給資格証明書を転入地の市町村の介護保険担当課にご提出ください。
	65歳以上の方	介護保険被保険者証をお返しください。 介護保険料の精算手続きをしてください。 振込先のわかるもの(通帳など)をお持ちください。 ※介護保険施設等に入所される方は、窓口で申し出てください。	転入地の市町村の介護保険担当課で新しい介護保険証の交付を受けてください。
高齢福祉課 庁舎東館2階	緊急通報装置の貸与を受けている方	緊急通報システム利用廃止届を提出してください。 機器を返却してください(取り外し方がわからない場合はご相談ください)。	
	高齢者介護用品(紙おむつ)の給付を受けている方	特別給付介護用品支給券をご返却ください。	
	配食サービスを受けている方	安否確認・配食サービス利用廃止届を提出してください。	
	認知症高齢者等見守りシールを利用している方	廃止の手続きをしてください。	
施設住宅課 庁舎西館2階	市営住宅に入居していた方	退去の手続きをしていない方は、施設住宅課で手続きをしてください。	

	対 象 と な る 方	可 児 市 で 必 要 な 手 続 き 等	新 住 所 地 で 必 要 な 手 続 き 等
庁舎東館 環境課 4階	犬の所有者	犬の所在地の変更がない場合は、所有者の変更をしてください。	転出先の市町村で犬の住所地変更手続きをしてください。
庁舎西館4階 学校教育課	小学校又は中学校の児童生徒のいる方	これまでの学校で、転校に関する書類の交付を受けてください。 ※すぐに新しい学校への転校をされない場合、学校教育課へお越しください。 ※7月～3月の転出で、来年度入学予定の児童がいる場合、学校教育課と可児市で入学を予定していた学校へ連絡してください。	新住所地の学校へ連絡のうえ、転校に関する書類を持参して手続きをしてください。 ※外国籍の方は、新住所地の市町村役場で手続きをご確認ください。
可児市子育て健康プラザ 1・2階 保育課	お子さまが 保育園・認定こども園 に通っている方	退園の手続きをしてください。なお、引き続き利用中の園への在園を希望する場合はご相談ください。	新住所地で入園を希望される場合は、転入地でお尋ねください。 また、利用中の園を引き続き利用したい方も、転入地での手続きが必要です。
	お子さまが 幼稚園・認可外保育園 に通っている方	保育料無償化の認定終了の手続きをしてください。	新住所地での入園を希望される場合、ご利用中の園を引き続き利用したい場合は、保育料無償化の認定を受ける手続きが必要です。転入地にお尋ねください。
	キッズクラブ に入室している児童のいる方	『退室届』を提出してください。	新住所地で学童保育の利用を希望される場合は、転入地でお尋ねください。
可児市子育て健康増進課 2階 健康プラザ	妊娠中の方		転出されますと可児市発行の妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査・1か月児健康診査の受診票は使用することができません。未使用の受診票と母子健康手帳をお持ちになり、交換等の手続きについて転入地でお尋ねください。
	0～13歳未満の子		転出されますと可児市発行の予防接種予診票は使用することが出来ません。未使用の予診票と母子健康手帳をお持ちになり、交換等の手続きについて転入地でお尋ねください。
※乳幼児健康診査、予防接種、成人各種健康診査は、転出後にはご利用いただけません。転入地の市町村の保健担当課にお問い合わせください。			
庁舎東館4階 選挙管理委員会	海外に転出される方	在外選挙人名簿への登録を希望される方は、出国前に手続きができます。窓口へ申し出てください。 ※在外選挙人名簿に登録することで、国外在住中でも国政選挙と国民審査の投票が出来ます。	最寄の日本国大使館、総領事館に「在留届」を提出してください。（外務省の「在留届電子届出システム(ORRネット)」でも届出できます。） ※在外選挙人名簿の登録は、出国後に新住所地を管轄する日本国大使館、総領事館で直接手続きすることもできます。
庁舎東館2階 税務課	海外に転出される方	市・県民税または固定資産税・都市計画税が課税されている場合は、出国時に納税管理人を指定していただく必要があります。担当窓口へ申し出てください。	
庁舎東館1階 市民課	海外に転出される マイナンバーカードの交付を受けている方	日本国籍の方 国外での継続利用、若しくは返納のいずれかを選択し、マイナンバーカードをご持参ください。 日本国籍以外の方 マイナンバーカードを返納してください。 ※上記のお手続きをされない場合は、転出(予定)日をもって自動的にカードが失効します。	